

会 議 録（要旨）

会議の名称	平成30年度第2回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成30年12月14日（金） 午後 6 時 0 0 分 開会 午後 7 時 3 0 分 閉会
開催場所	市役所本館7階 農業委員会会議室
出席者	[委員] 村上 亨 石原 一彦 梅宮 典子 加賀 有津子 柳原 崇男 【5人】
欠席者	花田 眞理子 【1人】
事務局職員	吉田産業環境部長、徳永商工労政課長、酒井商工労政課職員 【3人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）茨木新中条町NKビル」（新設） (2) その他
配布資料	(1) 審議案件の概要 (2) 審議案件説明資料

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒第1回審議会で決定したとおり、審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うこととし、今回の審議案件については公開とすることについて、各委員了承。

4 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者入室

5 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（（仮称）茨木新中条町NKビル）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 近隣の小学校児童への安全対策としての警備員の常時配置について。
- (2) 夜間における隔地駐車場の管理体制について。
- (3) 既存類似店舗1店舗のみの時間帯別来場台数から夜間の駐車場需要について検討していることの妥当性について。
- (4) 隔地駐車場への警備員の配置について。
- (5) 隣接する立命館大学を含めた地域と調和した店舗運営について。
- (6) 住民説明会の周知方法について。
- (7) 北側出入口から駐輪場へ入ってくる自転車と車が交錯する際の安全対策について。
- (8) 7時～25時の営業時間の必要性について。
- (9) 交差点需要率の算出における、歩行者による低減率0.15の妥当性について。
- (10) 開業後の地元との協議体制について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 常時配置は予定しておらず、小学校と協議をしたうえで、登下校の時間帯を中心として必要に応じて警備員の配置を検討する。
- (2) ゲートが付いており、保安上の面では街灯も設置されている。なお、21 時以降も物販店舗利用者以外は隔地駐車場を利用することができる。
- (3) 弊社が出店している店舗であるという点と、駅から徒歩 10 分圏内という距離感も類似しているため今回の店舗で検討させていただいたが、必要であれば他店のレジ通過者データ等を出すことも可能である。
- (4) 開業後の状況に応じて、警備員の配置の必要があると判断すれば継続的に配置し、配置しなくても問題ないと判断した場合は、配置を北側だけに絞るということも含め、総合的に判断をする。
- (5) 周辺住民への説明会の前に、随時立命館大学へも同様の説明をして常にコミュニケーションをとっており、開業後もこのような体制をとっていきたいと考えている。
- (6) 市の規定にある計画地から半径 1 km の範囲の地域への主要な日刊新聞紙へのチラシ折込と、任意にはなるが近隣自治会へ直接のご案内をしている。また、それ以外にも、中高層の建物の説明会及び工事着手時の説明会開催時にも、チラシはないが近隣自治会へは同様にのご案内をしている。
- (7) 交通誘導員の配置を予定しているため、危険な場合は交通誘導員によって安全性を確保したいと考えている。また、状況によっては、従業員も含めて南側からの入庫に絞るということも検討していきたい。
- (8) イズミヤの営業戦略上、収益の上がる営業時間帯が 7 時～25 時となっている。ただし、今回の店舗については、当初の計画では 7 時～25 時での営業を行う予定であったが、通学路の問題等、住民からの営業時間の短縮を求める意見を数多くいただいている中で、現在どこまで短縮できるかを検討中である。少なくとも、7 時からの開店については検討する必要があると考えている。
- (9) 一時的に歩行者が増えることはあるが、常に歩行者が信号待ちをしているというような環境ではないため、低減率は 0.15 が妥当であると考えている。
- (10) 開業後はイズミヤが対応することが多くなると思うが、当然地元の皆様とお話をするというわけにはいかないため、代表者として連合自治会や地元自治会とお話をさせていただき、ご意見があれば定期的にお話をする環境を継続してもちたいと考えている。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示

- 委員：・夜間の駐車場需要について、開業後に問題が生じた場合の対応を求める附帯事項の提案。
・近隣住民の意見の把握及び協議等の誠実な対応を求める附帯事項の提案。

③総括

本件については市の意見はなし。ただし、審議内容に基づき、会長と事務局が協議のうえ、「夜間に発生する騒音及び防災・防犯対策」「出入口付近の交通安全対策、夜間の駐車場需要等についての対策及び近隣住民との協議等の対応」に関して、2点の附帯事項を付け加える。